

# 【生産性向上特別措置法】先端設備等導入計画について

この計画は、所在する市町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、中小企業・小規模事業者等が一定の要件を満たす設備投資について認定を受けることが可能です。

認定を受けた場合は、税制支援や金融支援を受けることができ、製造業に限らず幅広い業種で活用することができます。

＜担当部署＞  
各市町村商工担当部署

## 概要

「先端設備等計画」は、生産性向上特別措置法において措置された、中小企業等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

## 計画の認定はどこがするの？

企業が策定した計画に対して市町村が認定します。ただし所在している市町村が国から同意を受けている場合に限りです。

(高知県内では、東洋町・馬路村・大川村の3町村を除く31市町村で国からの同意を受けています(平成30年12月現在))

## 認定によるメリット

- ① **税制措置**・・・認定計画に基づき取得した設備について、固定資産税の特例措置（3年間税率ゼロ）を受けることができます。
- ② **金融支援**・・・民間金融機関の融資に対する信用保証に関する支援を受けることができます。
- ③ **予算支援**・・・国のもの補助等、一部の補助事業において優先採択（審査時の加点）を行います

## 認定を受けられる「中小企業・小規模事業者等の業種、規模」

業種分類	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業その他 (建設業はこれに該当)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

## 税制措置の対象となる機械・装置

工業会等によって、下記事項が確認された機械及び装置を計画に基づいて資産計上する場合、固定資産税の軽減措置が受けられます。

- ① 一定の期間内に販売が開始されたモデルであること
- ② 生産性向上（年1%以上）要件を満たしていること（同一メーカーにおける旧モデルとの比較）

対象となる機械・装置については、メーカー及び所在している市町村にお問い合わせください。

**設備投資を計画している事業者の方は積極的にご活用ください！**